

4. 「水防災意識社会」の再構築に 向けた緊急行動計画の改定を踏まえた取組 等

(1) 全般的な取組

- ・ 水害リスクラインについて. P 1
- ・ 洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について. P 5
- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成について. P11
- ・ 「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について. P15
- ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について. P24

(2) 本協議会に係る話題

- ・ 既存ダム洪水調節機能強化について. P26
- ・ 緊急浚渫推進事業債について. P33
- ・ 土砂災害防止対策推進連絡会との連携について. P36
- ・ 水害リスクの共有. P39
- ・ 洪水時における市町村長への緊急連絡体制（ホットライン）について. P44
- ・ 水防資材の保有状況及び災害対策用機械の出動要請について. P47

水害リスクラインについて



「世界の北海道」を目指して
—北海道総合開発計画—



ウポポイ

NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

北海道白老町に2020 OPEN!

令和元年9月11日

「水害リスクライン」により身近な箇所の危険度が明らかに

～より身近な箇所の危険度を把握することで、防災行動を円滑化～

- 北海道開発局では、災害の切迫感を分かりやすく伝える取組の一つとして、上流から下流まで連続的に洪水の危険度が分かる「水害リスクライン」による水位情報の提供を開始します。
- 「水害リスクライン」は、おおむね200mごとの水位の計算結果と堤防高との比較により、左右岸別に上流から下流まで連続的に洪水の危険度を表示することが可能となるシステムです。
- 6月中旬から留萌川水系において自治体向けに提供を開始していますが、9月11日から一般向けの提供サイトの運用を開始するとともに、対象水系を10水系に拡大します。
- なお、今後、順次対象水系を拡大し、本年度中を目途に、北海道開発局が管理する全水系で運用を開始する予定です。
- 併せて、河川水位の状況をSNSで共有、家族、知人などに危険を知らせることができる、シェアボタンを河川情報サイト「川の水位情報」に追加しました（9月3日）。

(北海道開発局管内で提供を開始する水系：計10水系)

尻別川、後志利別川、鶴川、十勝川、釧路川、網走川、常呂川、湧別川、渚滑川、留萌川

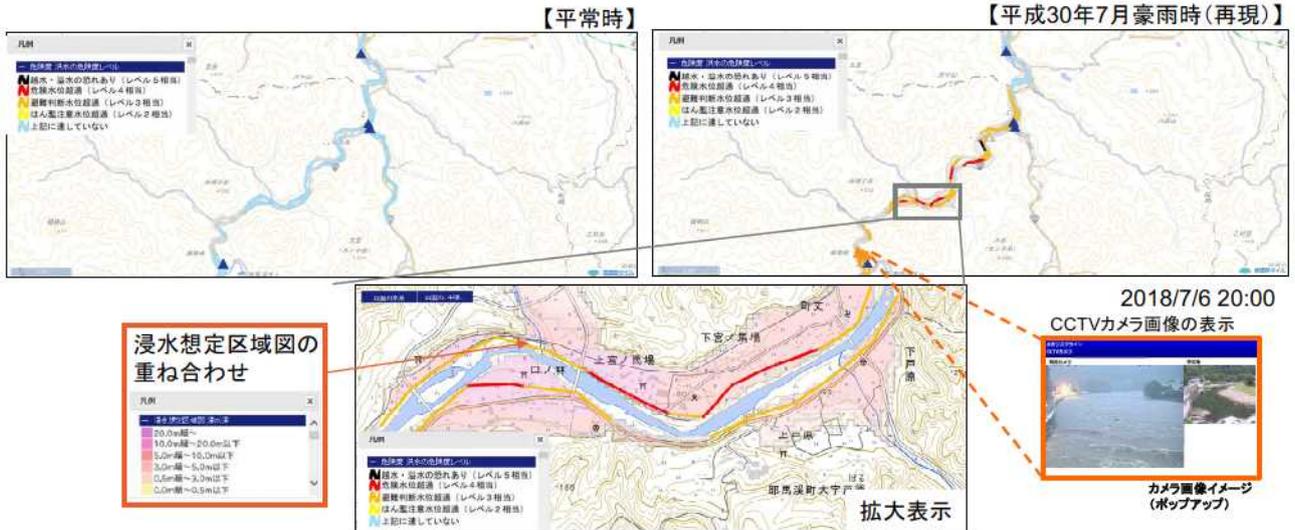
【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
河川管理課 河川情報管理官 大東 淳一（内線 5322）
河川管理課 水災害予報専門官 入交 泰文（内線 5529）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



(参考)

【水害リスクラインの表示イメージ】



「水害リスクライン」

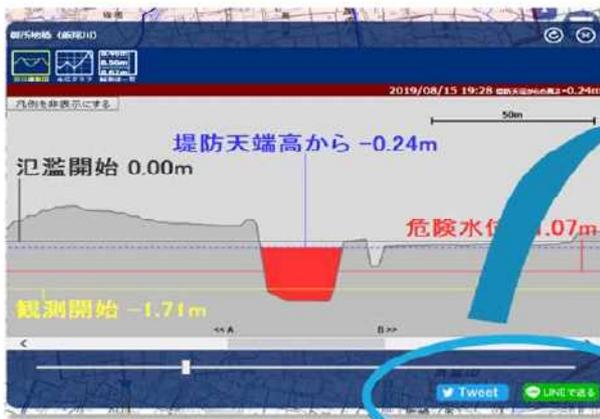
URL : <https://frl.river.go.jp/>



【「川の水位情報」へのシェアボタン追加イメージ】

「川の水位情報」サイト

SNSで共有



※シェアボタンにより、川の断面図などのイメージをSNS (LINE、Twitter) に投稿することで、川の水位情報や洪水の危険を家族、知人などと分かりやすく共有。

「川の水位情報」

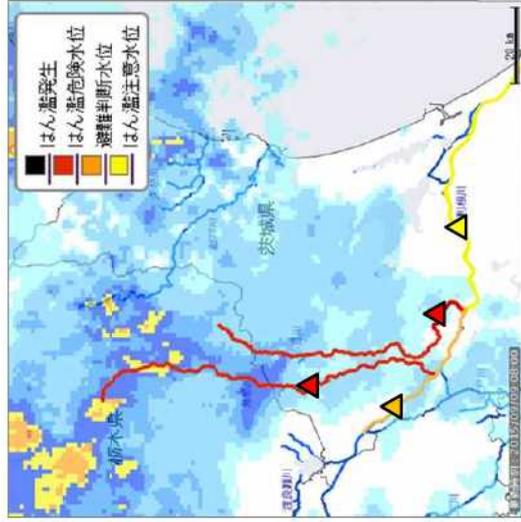
URL : <https://k.river.go.jp/>



上流から下流まで連続的に、地先毎の洪水危険度を把握・表示する「水害リスクライン」により、災害の切迫感をわかりやすく伝える取組を推進

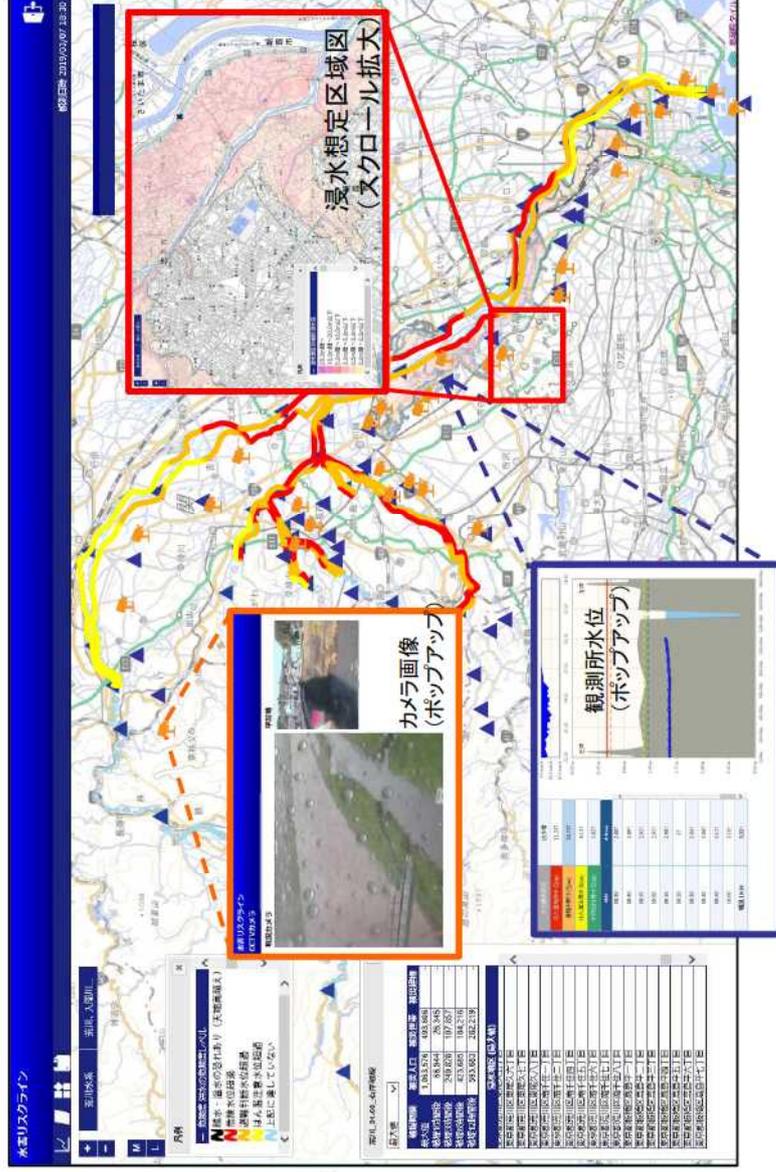
現行の洪水予報・危険度の表示

水位観測所の水位で代表して、一連区間の危険度を表示



水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示

左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示



洪水ハザードマップ作成や周知・利活用の取組促進について

「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月） 背景と改訂のポイント

背景	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年水防法改正により、想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった ○ 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが配布されていても見ていなかった ○ 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは避難行動に結びつかなかった 	改定のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において「早期の立ち退き避難が必要な区域」を検討し、これを水害ハザードマップに明示するよう、手引きに記載 ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析することを推奨 ◇ 利活用シチュエーションに応じた「住民目線の水害ハザードマップ」となるよう、「災害発生前にしっかり勉強する場面」、「災害時に緊急的に確認する場面」を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載
----	--	---------	--

「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

※ 国土交通省ホームページより入手可

<p>第1章 総説</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.1 水害ハザードマップのあり方 1.2 水害ハザードマップの構成 1.3 対象とする水害 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し 1.7 用語の定義 <p>第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての基本事項の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 2.1 地域における水害特性・社会特性の分析 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討 2.3 早期の立ち退き避難が必要な区域の検討 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討 	<p>第3章 水害ハザードマップの作成方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 3.1 利活用シチュエーションの検討 3.2 水害ハザードマップの作成範囲(表示区域) 3.3 水害ハザードマップの縮尺 3.4 地図面での記載事項 3.5 情報・学習編での記載事項 3.6 多言語対応 3.7 作成時の注意事項 3.8 水害ハザードマップの作成支援 <p>第4章 水害ハザードマップの公表・活用方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 4.1 周知・活用の重要性 4.2 周知方法 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用 4.4 避難の実効性を高めるための工夫
---	---

水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
 - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

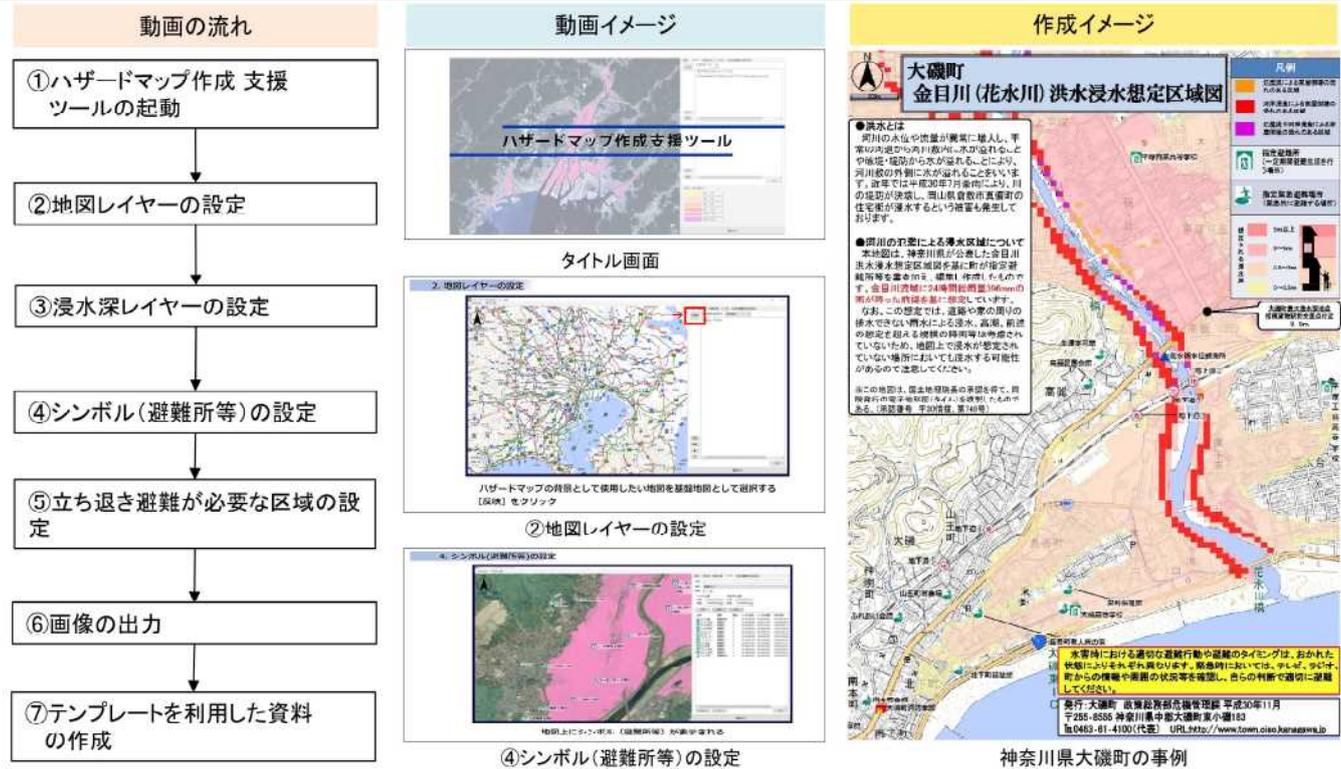
水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立ち退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)



水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市区町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表 (https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jisyo_keikaku/saizai/tisiki/hazardmap/index.html)
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明



令和元年12月17日

水管理・国土保全局河川環境課

道路局企画課

まちの想定浸水箇所を把握しましょう

～まちなかに水害からの避難行動に有効な情報を表示する取組を推進します～

今年度発生した台風や豪雨による被害を踏まえ、地域の方々が日常的に想定浸水深や海拔を把握し、早期の避難や対策に役立てて頂くため、本日付で「まるごとまちごとハザードマップ」(※1)及び「海拔表示シート」(※2)の整備の推進についての文書を発出しましたので、お知らせいたします。

※1 水害ハザードマップの更なる普及浸透等を目的として、関係市区町村と連携して生活空間である“まちなか”に水防災にかかる各種情報を表示

〈まるごとまちごとハザードマップ〉

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/marumachi/>

※2 津波や高潮等による被害の軽減を目的として、道路利用者に海拔情報を提供するために道路施設等での海拔情報の表示

〈海拔情報の提供〉

<https://www.mlit.go.jp/road/kaibatsu.html>

〈まるごとまちごとハザードマップ〉

〈海拔表示シート〉



【問い合わせ先】

〈まるごとまちごとハザードマップ〉

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室

課長補佐 望月 係長 竹下 (内線: 35454、35456)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8460 F A X 03-5253-1603

〈海拔表示シート〉

道路局 企画課

課長補佐 藤浪 係長 森本 (内線: 37562、37554)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8485 F A X 03-5253-1618

まるとまちごとハザードマップ【概要】

【概要】

- ・ 居住地域をまるとまちごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報(想定浸水深や避難所の情報等)を標示する
- ・ 市区町村が作成、公表する洪水ハザードマップの情報の更なる周知を図るため実施

【期待される効果】

- ・ 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- ・ 危機意識の熟成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- ・ 洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

【設置状況】

- ・ ハザードマップ作成対象自治体1,347のうち194市区町村が設置(H31.3時点)



【洪水関連図記号の例】



● 避難所(建物)

災害時の避難先となる安全な建物を示す。



● 洪水

当該地域が洪水の影響を受ける可能性がある地域であることを示す。

<事例> 電柱に浸水想定深や避難所の情報等を標示

【参考】

「まるとまちごとハザードマップ」の取組の参考となる文献等は、国土交通省水管理・国土安全局のホームページより、ダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/rvver/bousai/main/marumachi/>

- ・ まるとまちごとハザードマップ実施の手引き(第2版)の概要
- ・ まるとまちごとハザードマップ実施の手引き(第2版)
- ・ まるとまちごとハザードマップ取組事例集
- ・ 現地確認ツール
- ・ まるとまちごとハザードマップのすすめ

〔出典:まるとまちごとハザードマップ実施の手引き〕

まるごとまちごとハザードマップ 取組状況

(平成31年3月末時点)

北海道 13	留萌市 蘭越町 音更町 標茶町 天塩町 幌延町 旭川市 東神楽町 札幌市 砂川市 当別町 富良野市 長沼町	岩手県 2 秋田県 3 山形県 16	東京都 5 葛飾区 北区 荒川区 多摩市 狛江市 神奈川県 1 横浜市 山梨県 1 甲府市	茨城県 8 ひたちなか市 常陸太田市 東海村 古河市 境町 坂東市 河内町 常総市 栃木県 4 那須烏山市 栃木市 野木町 さくら市 埼玉県 11 熊谷市 加須市 久喜市 幸手市 杉戸町 吉川市 宮代町 上尾市 さいたま市 戸田市 川口市 千葉県 3 香取市 四街道市 船橋市	新潟県 7 村上市 阿賀野市 新潟市 三条市 燕市 弥彦村 見附市 富山県 1 朝日町 長野県 4 飯山市 須坂市 長野市 南箕輪村	滋賀県 3 甲賀市 東近江市 米原市 京都府 13 八幡市 久御山町 宇治市 木津川市 城陽市 京田辺市 京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 精華町 亀岡市 福知山市 大阪府 10 吹田市 守口市 門真市 摂津市 島本町 池田市 八尾市 柏原市 藤井寺市 河内長野市	兵庫県 11 尼崎市 伊丹市 川西市 加古川市 小野市 加東市 宍粟市 たつの市 豊岡市 佐用町 新温泉町 奈良県 3 川西市 王寺町 大和郡山市	鳥取県 4 鳥取市 松江市 美郷町 江津市 広島県 3 三次市 安芸高田市 大竹市 徳島県 4 三好市 北島町 上板町 阿南市 愛媛県 1 大洲市 高知県 2 いの町 日高村	福岡県 4 北九州市 水巻町 岡垣町 八女市 佐賀県 3 佐賀市 武雄市 伊万里市 大分県 1 大分市 熊本県 2 人吉市 菊池市 宮崎県 8 延岡市 木城町 高鍋町 宮崎市 都城市 国富町 綾町 えびの市 鹿児島県 4 薩摩川内市 伊佐市 さつま町 湧水町
青森県 22	八戸市 東北町 弘前市 五所川原市 つがる市 藤崎町 板柳町 鶴田町 中泊町 平川市 田舎館村 青森市 大鰐町 三戸町 南部町 五戸町 新郷村 十和田市 平内町 鱒ヶ沢町 野辺地町 今別町	岐阜県 6 多治見市 坂祝町 輪之内町 安八町 郡上市 海津市 愛知県 5 豊橋市 豊川市 豊田市 西尾市 名古屋 三重県 3 伊勢市 川越町 玉城町	東京都 5 葛飾区 北区 荒川区 多摩市 狛江市 神奈川県 1 横浜市 山梨県 1 甲府市	新潟県 7 村上市 阿賀野市 新潟市 三条市 燕市 弥彦村 見附市 富山県 1 朝日町 長野県 4 飯山市 須坂市 長野市 南箕輪村	茨城県 8 ひたちなか市 常陸太田市 東海村 古河市 境町 坂東市 河内町 常総市 栃木県 4 那須烏山市 栃木市 野木町 さくら市 埼玉県 11 熊谷市 加須市 久喜市 幸手市 杉戸町 吉川市 宮代町 上尾市 さいたま市 戸田市 川口市 千葉県 3 香取市 四街道市 船橋市	滋賀県 3 甲賀市 東近江市 米原市 京都府 13 八幡市 久御山町 宇治市 木津川市 城陽市 京田辺市 京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 精華町 亀岡市 福知山市 大阪府 10 吹田市 守口市 門真市 摂津市 島本町 池田市 八尾市 柏原市 藤井寺市 河内長野市	兵庫県 11 尼崎市 伊丹市 川西市 加古川市 小野市 加東市 宍粟市 たつの市 豊岡市 佐用町 新温泉町 奈良県 3 川西市 王寺町 大和郡山市	鳥取県 4 鳥取市 松江市 美郷町 江津市 広島県 3 三次市 安芸高田市 大竹市 徳島県 4 三好市 北島町 上板町 阿南市 愛媛県 1 大洲市 高知県 2 いの町 日高村	福岡県 4 北九州市 水巻町 岡垣町 八女市 佐賀県 3 佐賀市 武雄市 伊万里市 大分県 1 大分市 熊本県 2 人吉市 菊池市 宮崎県 8 延岡市 木城町 高鍋町 宮崎市 都城市 国富町 綾町 えびの市 鹿児島県 4 薩摩川内市 伊佐市 さつま町 湧水町

取り組んでいる市区町村数

194

市区町村

要配慮者利用施設の避難確保計画作成について

要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

■ 避難確保計画作成講習会とは

- ・ 水防法第15条の3に基づき洪水時等の避難確保計画の作成が義務づけられている施設の管理者等に、避難確保計画の作成方法を身につけていただくための講習会です。
- ・ 講習会は地方公共団体が開催することを想定しています。

■ 講習会開催マニュアルの改訂

- ・ 国土交通省では、平成30年3月に「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成しました。これを踏まえて平成30年度には、全国12市町で先行的に講習会が開催されました。
- ・ 令和元年5月には、先行的に開催した12市町の講習会で得られた知見を改めてとりまとめ、「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた開催マニュアル」として、マニュアルを改訂しました。
- ・ 新しいマニュアルは、講習会で活用できる**資料のフォーマット等を「活用ツール」としてまとめて拡充したほか**、講習会を開催する地方公共団体の**ニーズに合わせて、「基本方式」、「実践方式」、「簡易方式」の3つの方式から講習会の開催方式を選択できる**ようになっています。

	開催方式の概要	実施状況
① 基本方式	<p>【概要】「前期：座学講習会」と「後期：ワールドカフェ方式のワークショップ」を組み合わせで開催することにより、参加者の理解の深化を図り、計画の作成や充実を促進する方式です。</p> <p>【前期】座学講習会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の水害リスクに関する情報や防災情報等、避難確保計画作成に関わる基本的な知識等に関する講義と計画の検討の進め方や作成方法について解説します。 <p>【後期】ワールドカフェ方式のワークショップの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期講習会での知見を踏まえて避難確保計画の検討を行った施設が、経験や知見、課題等に関する意見交換を行い、避難確保計画作成に関する様々な気づきや工夫等を共有します。これにより、避難確保計画の完成促進や充実等を図ります。 	 <p>←前期：座学による様式の説明</p>  <p>後期：参加者による意見交換→ (ワールドカフェ)</p>
② 実践方式	<p>【概要】避難確保計画の各種様式のうち、重点ポイントとする様式について詳細に解説し、講習会当日の会場内で、一部様式の検討や作成を行う方式です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者は、講習会当日に重点ポイントについて、説明者の解説を聞きながら実際に計画を検討します。 ・ 重点ポイント以外については、概要説明を行い、各施設に持ち帰って検討していただきます。 	 <p><避難経路図の作成支援></p>
③ 簡易方式	<p>【概要】座学みの講習会とし、避難確保計画作成に係る防災情報等の全体的な知識に関する講義と避難確保計画の「様式の作成方法」の解説に重点を置く方式です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者は、講習会での知見を踏まえ、各施設に持ち帰って避難確保計画の作成を進めます。 ・ 資料準備や講習会当日の運営等において、開催主体となる自治体の負担が最も少ない方式です。 	 <p><座学による様式説明></p>

■ 講習会の効果

平成29年度 三重県津市で試行的に実施

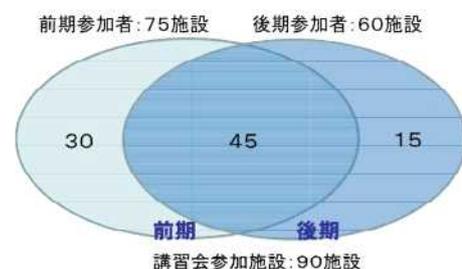
合計90施設の管理者等が講習会に参加し、全ての施設から計画が提出された。

平成30年度 全国12市町で実施

講習会に参加した施設の6割～9割の施設から、講習会后3ヶ月以内に計画が提出された(※)。

(※)平成30年12月までに講習会を実施した市町について集計

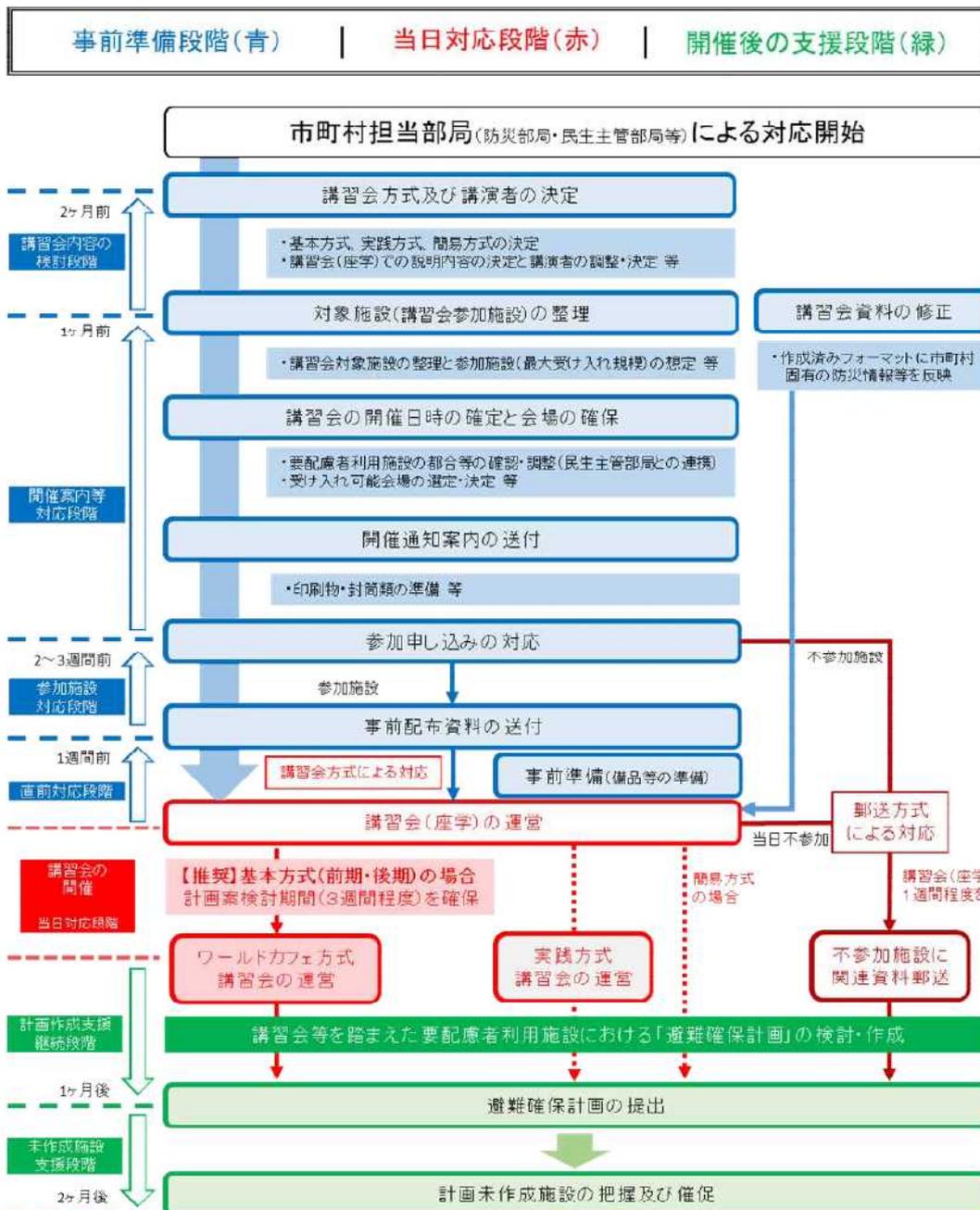
平成29年度 三重県津市での講習会の参加者



講習会開催に向けた対応スケジュール

- ◇講習会開催までの基本的な準備期間は1～2ヶ月程度が目安です。
- ◇基本的な対応項目は以下のとおりとなります。

□ 講習会方式及び講演者の決定	【開催方式(基本方式/実践方式/簡易方式)や有識者等の決定】
□ 対象施設の整理	【地域防災計画に位置付けのある施設リストの更新】
□ 講習会の開催日時時の確定と会場の確保	【参加施設数に応じて判断】
□ 開催通知案内の送付	【作成済みフォーマットに日時や会場情報を反映】
□ 参加申し込みの対応	【リスト整理とリマインド】
□ 事前配付資料の送付	【講習会の参考資料等を必要に応じて事前送付】
□ 事前準備(備品等の準備)	【講習会に必要な備品の準備】
□ 講習会資料の作成	【作成済みフォーマットに市町村固有の防災情報等を反映】
□ 講習会当日の対応	【会場設営や資料説明】
□ 講習会後の対応	【計画の受領・確認・リマインド、不参加施設対応等】



「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について

令和元年台風第 19 号等を踏まえた
水害・土砂災害からの避難のあり方について
(報告)

令和 2 年 3 月

中央防災会議 防災対策実行会議

令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関する
ワーキンググループ

6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、平時より自らが置かれた災害リスクを認識してもらい、緊急時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、令和2年度出水期までに、避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体に参画いただき日本全国で展開する。

✓ ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの各戸配布等

- ・ 市町村が、ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを各戸に配布又は配布が難しい場合は回覧する。
- ・ 「避難行動判定フロー」とは、ハザードマップとあわせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。
- ・ 「避難情報のポイント」とは、「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説したものである。「避難情報のポイント」では特に、
 - ◇ 避難とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することであること、また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと
 - ◇ 緊急時に住民がとるべき行動は、危険な場所から警戒レベル3で高齢者等³²は避難、警戒レベル4で全員避難であること
 - ◇ 警戒レベル4の「全員避難」は、発令対象区域の住民全員に避難をすることを求めているわけではなく、危険な場所にいる人に避難を求めていること
 - ◇ 警戒レベル4 避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があること
 - ◇ 警戒レベル4 避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがある情報であること
 - ◇ 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)があるが、いずれにしても警戒レベル4で避難すること
 - ◇ 警戒レベル5 災害発生情報は既に災害が発生している状況であり、車の移動も危険であるため、無理な屋外避難は控えるべきであること
 - ◇ 警戒レベル5 災害発生情報が発令された時点でまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守る最善の行動をとること

³² 高齢者に限らず、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

- ◇ 警戒レベル5 災害発生情報は市町村が実際に災害が発生していることを把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず発令されるものではないこと
- ◇ 市町村単位の警戒レベル相当情報（防災気象情報）が発表されたら、1km メッシュ単位の危険度分布のような詳細な情報で自宅近くの状況を確認すること
- ◇ 警戒レベル相当情報が発表されても、市町村長は地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル避難情報の発令判断をするため、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出されるタイミングや対象地域は必ずしも一致しないこと
- ◇ 緊急時の避難先は、小中学校・公民館等の「指定緊急避難場所」だけではなく、安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。また、災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅ができない場合に、しばらく避難生活を送るために行くのは「指定避難所」であること等について周知する。
- ✓ 全国の水害・土砂災害リスクのある小・中学校で避難行動判定フローを活用し、災害リスクととるべき行動の理解を促進するとともに、その取組を支援する体制や教材等についても紹介する。
 - ・ 子供の頃から地域の災害リスクを把握し、緊急時の避難行動を実践的に学ぶことが重要である。
 - ・ 平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえた取組として、水害・土砂災害等のリスクがある全ての小・中学校において、令和 2 年の出水期までに、各校の避難確保計画等に基づき実施する避難訓練にあわせて防災教育を実施することとなっていることを踏まえ、関係省庁は、防災の専門的な観点から、避難行動判定フロー、災害・避難カード、マイ・タイムライン等の避難行動の理解に資する教材等や教員を支援する体制について関係する小・中学校に対し周知する。
- ✓ 福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
 - ・ 在宅の高齢者や障害者が自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。関係省庁は、福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者や医療関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
- ✓ 職場等へ外出の抑制(従業員等の安全確保)を働きかける。

III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言

6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 大雨や暴風時に屋外を移動することがないよう、関係省庁は、職場等が不要不急の外出を従業員等に控えさせることについて、経済界等と連携し働きかける。職場所在地の水害及び土砂災害等の災害リスクについて確認することもあわせて働きかける。
- ✓ 病院・福祉施設の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
 - ・ 関係省庁は、病院や福祉施設等の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
- ✓ 民間企業が会社所在地の災害リスクを確認するよう働きかける。
- ✓ このほか、行政（国、都道府県、市町村）、メディア、企業・学校、病院・福祉施設等が、その特性を活かし、避難行動判定フローや避難情報のポイント等を活用しながら、普及啓発を行うよう促す。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、
自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

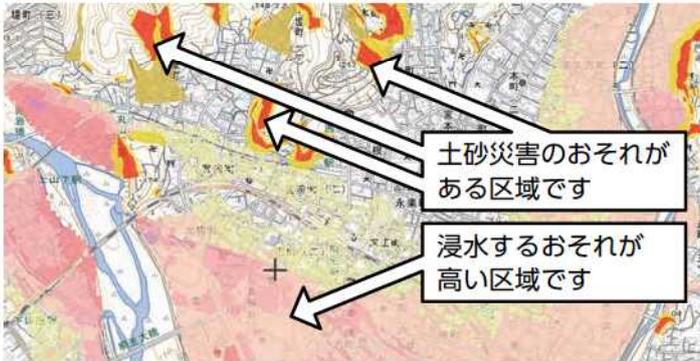
いいえ

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡例

水害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

土砂災害

土砂災害警戒区域：■
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：■
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



ハザードマップホームページ

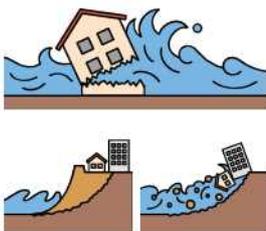
検索

ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



**「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません**



**避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう**

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

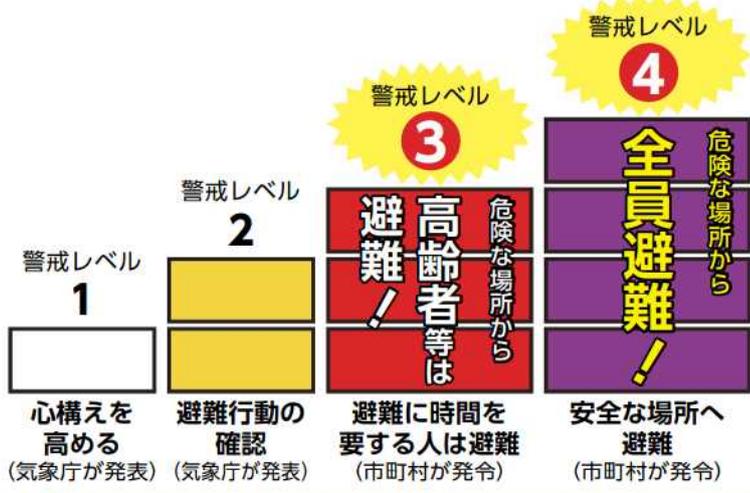
緊急時に確認

避難情報のポイント !.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

- ! 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。
- ! 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

! 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

! 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。
- ※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

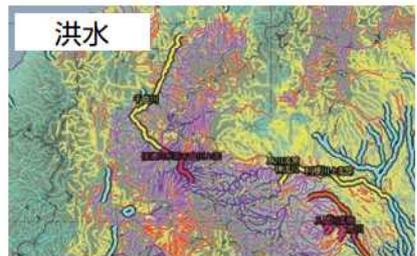
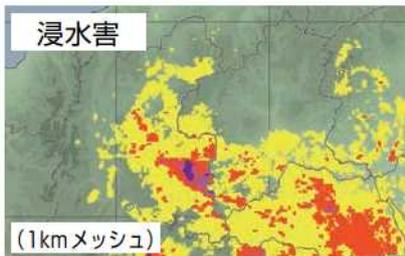
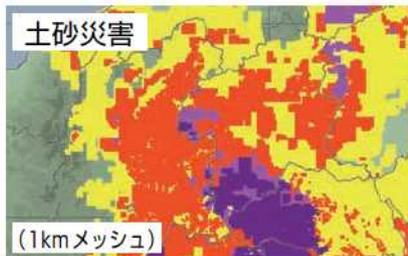
■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

検索



紫：崖・溪流の近くは危険

紫：低地は危険

紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に
早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
			浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5相当	氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))	4相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2相当	氾濫注意情報
1	最新情報に注意	早期注意情報	1相当	—

*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

避難の考え方(新型コロナウイルス感染症)

1. 災害が想定される地域では ためらわず避難行動を

事前にハザードマップ等を確認

- ・ 浸水が想定される地域
 
- ・ 土砂災害が想定される区域
 

2. 命を守るための緊急的な 避難場所も選択肢に

市町村の指定緊急避難場所

宿泊施設等

自宅

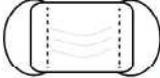
親戚、友人の家

※頑丈な建物の高い階や
浸水が想定されない地域等

3. 避難場所での 感染症対策の徹底

手洗い・消毒の徹底
定期的な検温・症状チェック

✓持ち物に追加

マスク 

体温計 

石鹸・消毒液 

3密を避ける
(密閉・密接・密集)

2 m以上の距離を保つ   背中合わせ

段ボール等で間仕切り   換気

・発熱等の症状がある人のための専用スペース

※避難行動・避難生活に必要な物(食料(最低3日分)・衛生用品等)は、自助として各自で準備しましょう。

参考) 内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁、厚生労働省「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」令和2年4月7日、避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」令和2年4月15日

【参考】避難所等の備蓄品整備に活用できる交付金等について

「地域づくり総合交付金」

北海道の地域づくり推進事業(一般事業)による整備が可能です。制度の詳細は、北海道のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm>

(問い合わせ先)

各総合振興局・振興局 地域創生部 地域政策課

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」

制度の詳細は、内閣府のホームページをご覧ください。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/>

(問い合わせ先)

内閣府地方創生推進室(臨時交付金特設チーム) TEL 03-5501-1752

※また、防災資機材については、国土交通省の防災・安全交付金の効果促進事業(ソフト事業)により対応できる場合がありますので、北海道の各基幹事業の担当、または下記にご相談ください。

(問い合わせ先)

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 ・ 建設部 地方整備課 ・ 港湾空港部 港湾計画課

TEL 011-709-2311

既存ダムの洪水調節機能強化について

ダムの活用について

国土交通省 水管理・国土保全局
令和元年11月26日

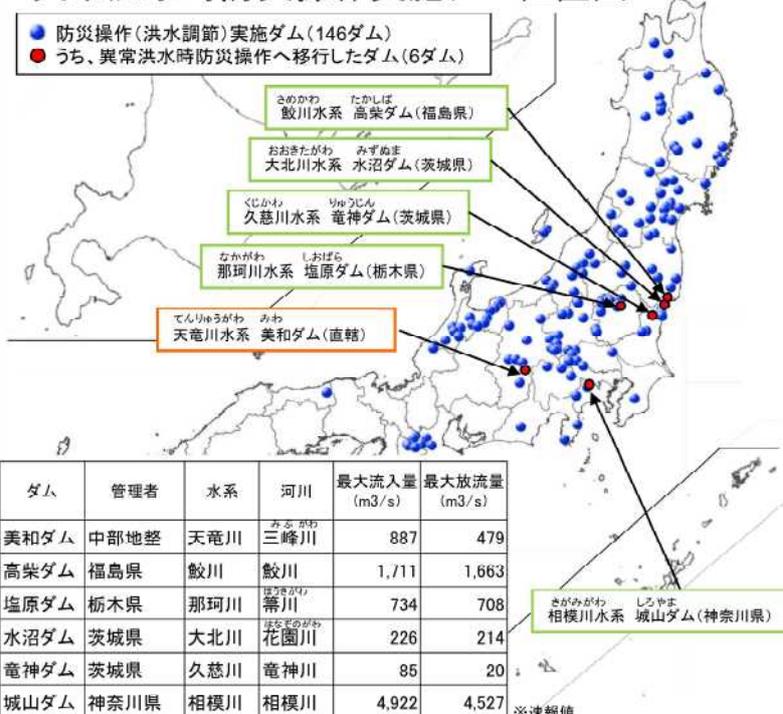


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

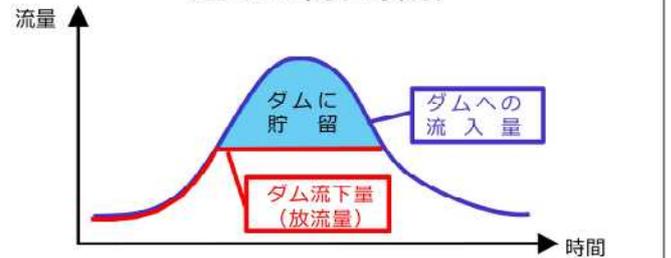
令和元年台風第19号におけるダムの防災操作の状況

- 令和元年台風第19号において、国土交通省所管ダムでは、146ダムで洪水調節を実施し、下流域の浸水被害の軽減を図ったところ。(このうち33ダムで事前放流を実施)
- 一方で、そのうち6ダムについては、洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と放流量を同程度とする異常洪水時防災操作へ移行。

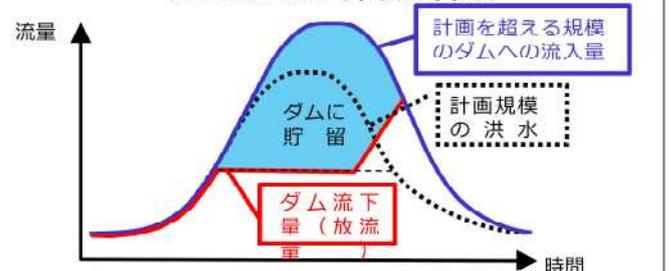
異常洪水時防災操作実施ダム位置図



通常の防災操作



異常洪水時防災操作



※異常洪水時防災操作とは
計画を超える規模の出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、放流量を徐々に増加させ、流入量と同程度を放流する操作

ダムの活用

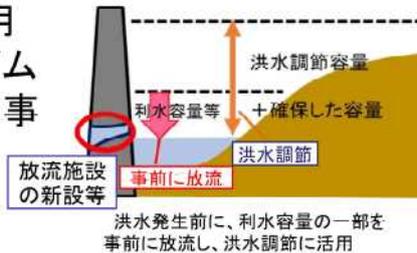
○ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するのに加え、内水被害や支川のバックウォーターの影響も軽減

○ダムによる洪水調節機能の強化は有効な治水対策の一つ

①ソフト対策による洪水調節機能の強化

- ・利水容量の洪水調節への活用
- ・緊急時における道府県管理ダムや利水ダムを含めた統合運用・事前放流

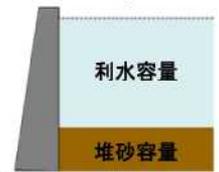
※利水者や道府県の協力が必要
※放流施設の新設や改造等が必要な場合あり



多目的ダム
(治水および利水の目的を持つダム)



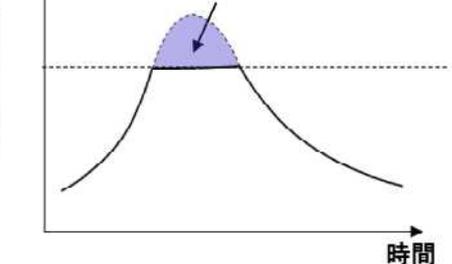
利水ダム
(利水の目的のみを持つダム)



※利水: 発電、農業、上水、工水等

ダムによる洪水調節のイメージ

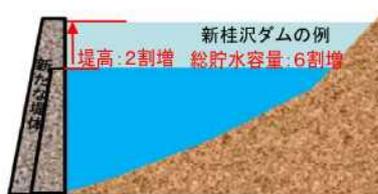
ダムは洪水を貯留することで下流への流量を低減



②ハード対策による洪水調節機能の強化

- ・ダムの早期整備
- ・かさ上げ等のダム再生の実施

※ダムの新設には30~50年の期間が必要
※良好なダムサイト(ダム本体を造れる場所)には限界あり

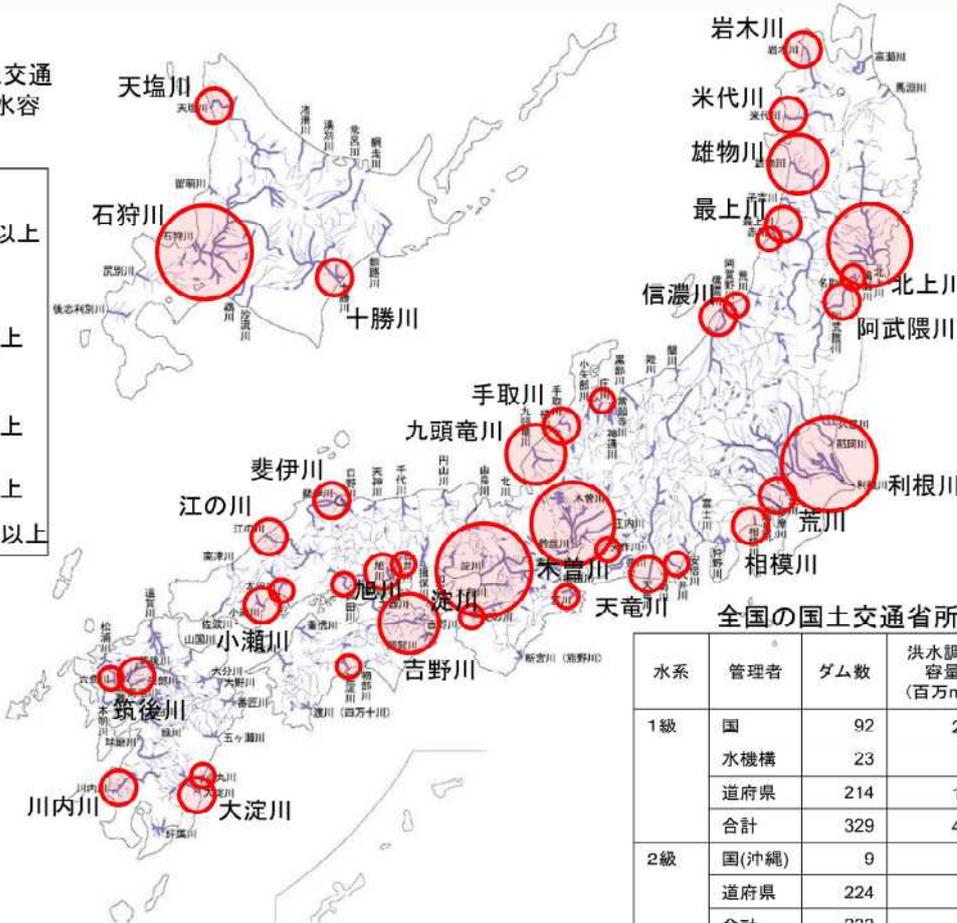


全国のダム(1460ダム)による洪水調節機能の早期の強化に向け、水系毎に、ハード対策とソフト対策を一体として、効率的・効果的に取り組むことが必要。

2

水系毎の国土交通省所管ダム(多目的ダム)の容量の合計

1級水系における国土交通省所管ダムの有効貯水容量の合計



全国の国土交通省所管ダムの容量

水系	管理者	ダム数	洪水調節容量 (百万m3)	利水容量 (百万m3)	有効貯水容量 (百万m3)
1級	国	92	2,837	2,713	5,550
	水機構	23	599	1,172	1,771
	道府県	214	1,059	994	2,053
	合計	329	4,495	4,879	9,374
2級	国(沖縄)	9	26	105	131
	道府県	224	873	882	1,755
	合計	233	899	987	1,886
合計		562	5,394	5,866	11,260

ハード対策:ダム整備等により新たな洪水調節容量の確保

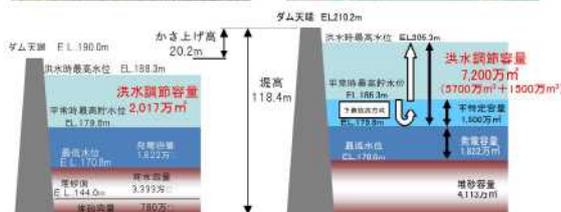
- 建設中のダムの着実な整備のほか、かさ上げ等のダム再生により新たな洪水調節容量を確保して、機能を増強
 - ダムによる機能増強が難しい河川では、調節池整備や河川堤防の強化等を推進
- ※ダムの新設:37事業、ダム再生:24事業実施中。うち、25事業で本体工事実施中(7事業が今年度完成)、ダム再生新規3事業(直轄)要求中

・建設中のダム(成瀬ダム(秋田県))



新たに1,900万m³の洪水調節容量を確保

・ダム再生(ダムのかさ上げ)(新丸山ダム(岐阜県))



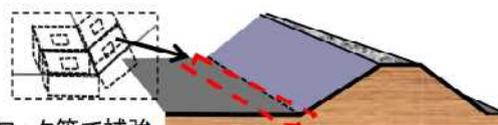
既設丸山ダム
新たに5,183万m³の洪水調節容量を確保
(2,017万m³ → 7,200万m³)

・調節池(荒川調節池(埼玉県))



第1調節池は完成
(台風19号でも効果発揮)
第2、3調整池事業中

・河川堤防の強化



※堤防裏法尻をブロック等で補強

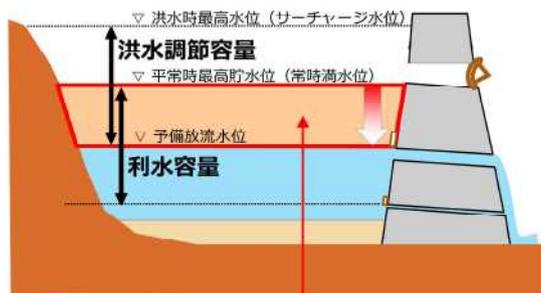
(参考) 予備放流と事前放流

○洪水が予測される場合、事前にダムの貯水を放流し、水位を下げる。

【予備放流】

建設時の費用負担に基づき、通常時は利水用途に使い、洪水時は治水用途に義務的に使うこととしている容量から、洪水前に貯留水を放流して水位を低下。

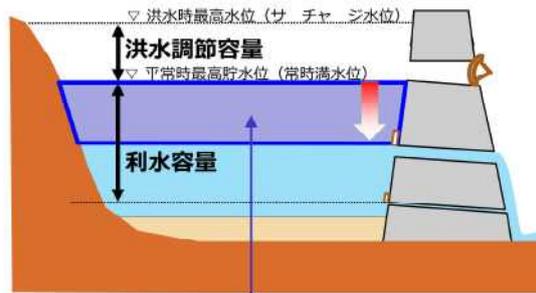
※河川法に基づく操作規則に位置づけている。



洪水調節容量と利水容量を兼ねる容量を使用

【事前放流】

建設段階で河川管理者は費用を負担していないものの、利水者の協力(了解)がある場合に、対価なしで利水容量の一部を治水用途に使わせてもらい、洪水前にその貯留水を放流して水位を低下。



利水容量を一時的に使用

尻別川水系 検証対象ダムリスト

ダム名	河川名	ダム管理者
双葉	ペーペナイ川	倶知安町、喜茂別町、京極町、共和町(農林水産大臣所管)
京極	ペーペナイ川	北海道電力(株)

尻別川水系 既存ダムの洪水調節機能に係る協議の場
スケジュール（案）

○第1回協議の場 1月30日

- ・関係者に基本方針等の周知

（その後の関係する機関の取り組み

- ・対象ダムの構造条件等の確認
- ・対象ダムの優先度等の仕分け
- ・事前放流ガイドラインの内容の確認

○第2回協議の場 5月29日

- ・治水協定の締結

（その後の関係する機関の取り組み

- ・多目的ダムは実施要領の作成、利水ダムは操作規程の変更及び実施要領の作成を実施
- ・情報網の整備

○第3回協議の場 6月

- ・工程表の作成

○令和2年の出水期から新たな運用を開始

緊急浚渫推進事業債について



緊急浚渫事業債について

都道府県等が管理する河川等に対する支援の充実(河道掘削の例)

○台風第19号等の災害を踏まえ、地方公共団体が実施する河道掘削等について、計画的・集中的な整備を促進

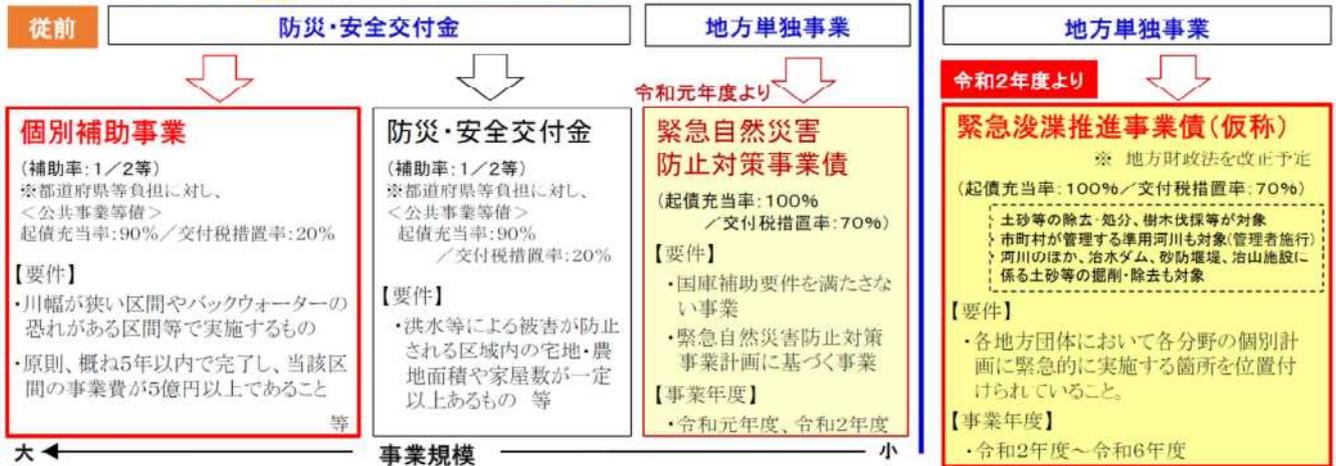
改修工事として実施する河道掘削等

洪水時の河川水位の低下を図るために河川改修として実施する土砂掘削等



維持管理として実施する河道掘削等

定期的な点検等を踏まえ、適切な河道断面を維持するために実施する土砂掘削等



緊急浚渫事業債について

○堤防整備、河道掘削、護岸整備、河畔林伐採【令和2年度予定：後志総合振興局】

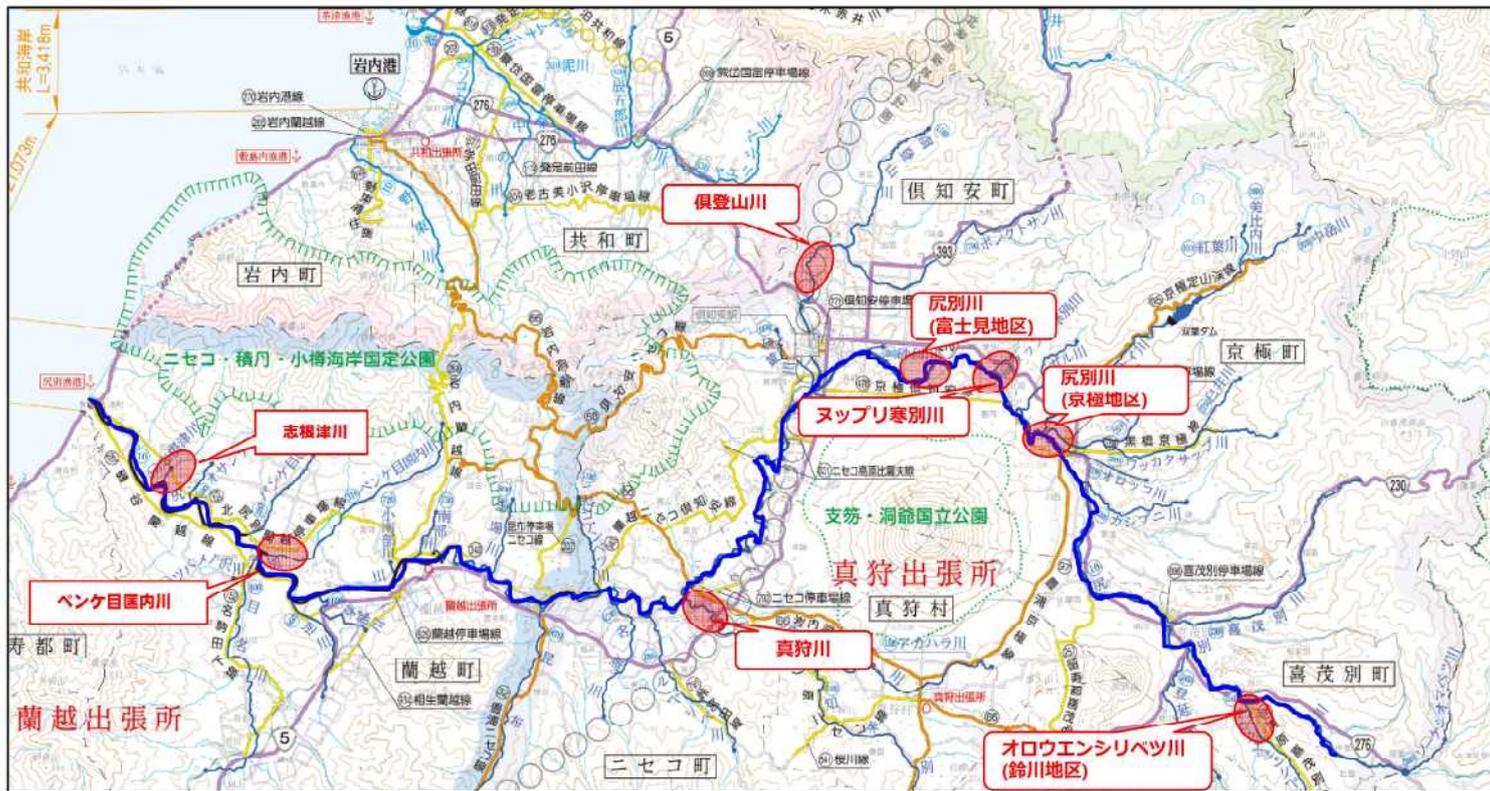
【令和2年度予定 主な緊急浚渫推進事業】

河川名	施行箇所	事業概要(主な工種)	事業効果
オロウエンシリベツ川	喜茂別町鈴川地区	掘削工 L=200m V=600m ³ 伐木工 L=900m A=16,000m ²	70%だった流下能力を90%に回復
尻別川	京極町京極地区	掘削工 L=300m V=3,000m ³ 伐木工 L=300m A=6,000m ²	70%だった流下能力を90%に回復
尻別川	倶知安町富士見地区	伐木工 L=1,300m A=26,000m ²	70%だった流下能力を90%に回復
倶登山川	倶知安町南10条地区	掘削工 L=800m V=400m ³ 伐木工 L=800m A=16,000m ²	70%だった流下能力を90%に回復
ヌブプリ寒別川	倶知安町寒別地区	掘削工 L=800m V=400m ³ 伐木工 L=800m A=16,000m ²	70%だった流下能力を90%に回復
真狩川	ニセコ町本通地区	掘削工 L=800m V=400m ³ 伐木工 L=800m A=16,000m ²	70%だった流下能力を90%に回復
ペンケ目国内川	蘭越町三和地区	掘削工 L=50m A=2,800m ²	70%だった流下能力を90%に回復



緊急浚渫事業債について

【令和2年度予定 主な緊急浚渫推進事業】



土砂災害防止対策推進連絡会との連携について

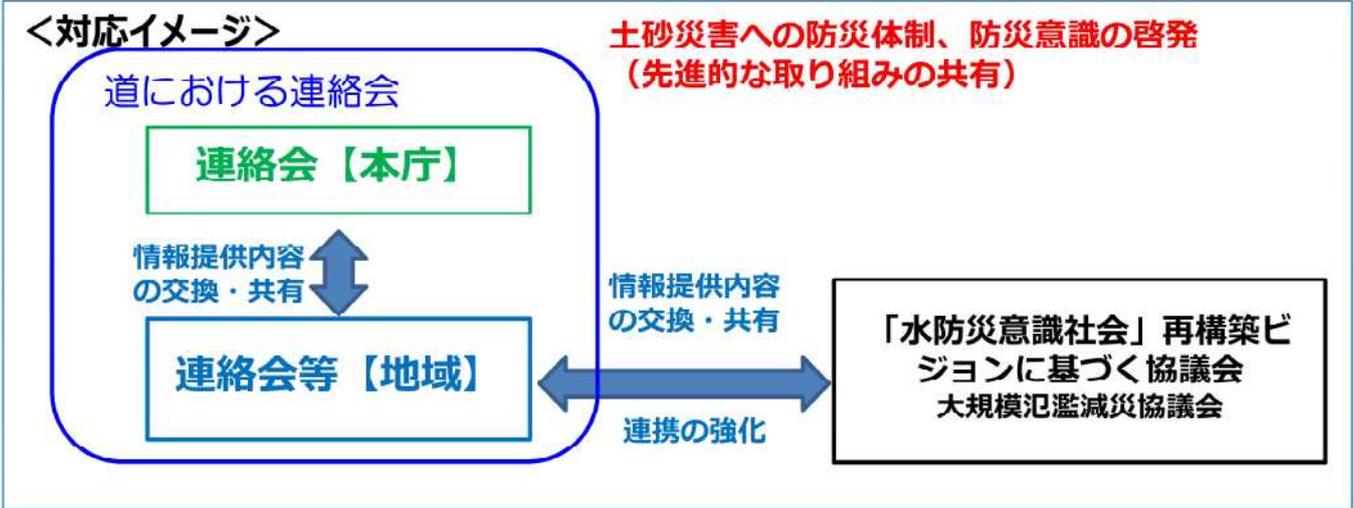
<目的>

土砂災害防止のための警戒避難体制の整備における先進的な事例などを自治体などが共有し、利活用する動きを促進するための連絡会を設置するなどの体制を整備し警戒避難体制の充実・強化を図る。

<道における連絡会>

道では他県と異なり広範囲かつ対象市町村が百七十数カ所と格段に多く全道一律での連絡会開催は困難であると考え、「連絡会【本庁】」と「連絡会【地域】」の2構成とする。

<対応イメージ>



1



地域の実情等に鑑みて連絡会等の開催形式を定める。
基本、以下の①～③が考えられる。

- ① (仮称) 土砂災害対策に関する連絡会を新たに開催
- ② 協議会において、土砂災害等による被害の防止・軽減のための対策の取り組みを図る。
- ③ 協議会以外の既存の会議などを活用

連絡会の出席者は、(総合) 振興局の砂防部局、防災部局、市町村、その他地域の実情により必要とされる者とする。

■ 後志は①の形式とし、後志総合振興局管内土砂災害対策推進連絡会を新たに開催。

今後の予定

令和2年6月1日

- 第7回 尻別川減災対策協議会幹事会
- 第5回 後志総合振興局河川減災対策協議会幹事会

情報提供済み

令和2年6月24日

- 第7回 尻別川減災対策協議会
- 第5回 後志総合振興局河川減災対策協議会

情報共有

令和3年5月

令和3年度 後志総合振興局管内土砂災害対策推進連絡会

減災協議会幹事会開催前に開催

水害リスクの共有

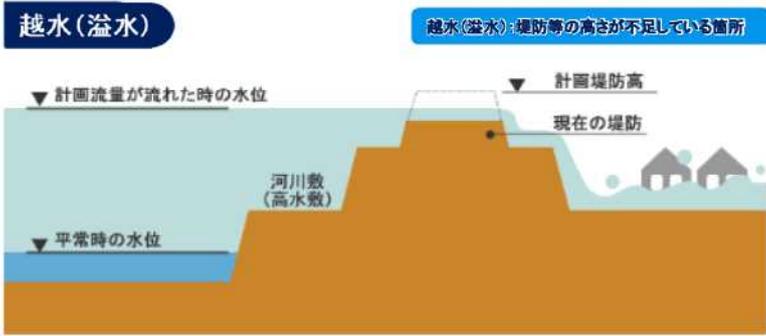
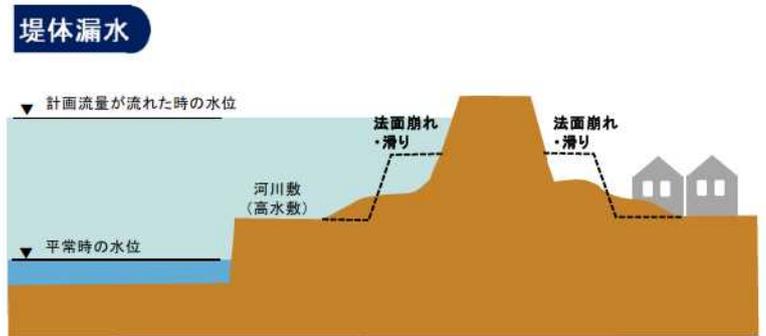
■重要水防箇所

洪水時には、堤防が壊れたり、川の水が堤防を越えて溢れたりしないよう、水防団が「水防活動」を行い、堤防を守ります。

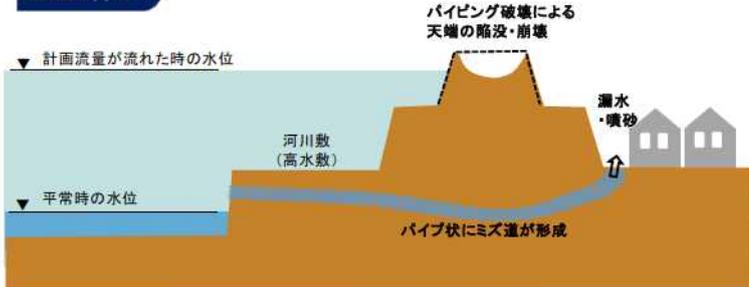
そのため、あらかじめどこが危険であるかを予想し、実際の洪水時に重点的に巡視点検が必要な箇所を示したものです。重要水防箇所には、堤防の「高さ」や「大きさ」などいくつかの評定項目により以下ランク分けを行っています。

【重要度A】:水防上最も重要な区間 【重要度B】:水防上重要な区間 【要注意】:注意を要する区間

■評定基準

<p>越水(溢水)</p> 	<p>▶重要度A 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。</p> <p>▶重要度B 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高(尻別川1.50m)に満たない箇所。</p>
<p>堤体漏水</p> 	<p>▶重要度A 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p> <p>▶重要度B 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>

基盤漏水



▶重要度A

堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。

基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。

水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。

▶重要度B

堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。

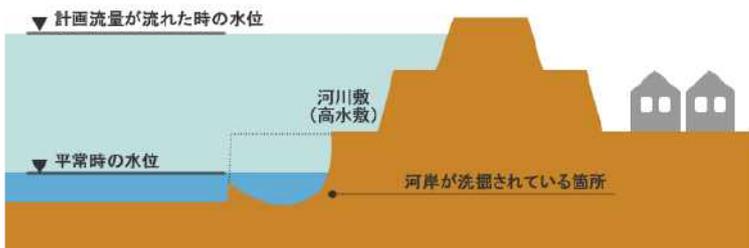
堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。

水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。

水衝・洗掘

【洗掘＝深掘れ】

水衝・洗掘：川の水あたりの強い箇所



▶重要度A

水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。

橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。

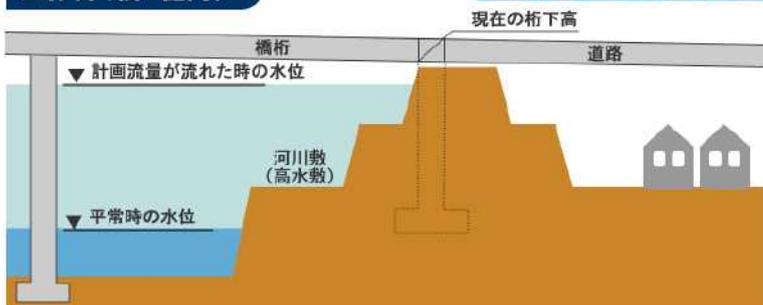
波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。

▶重要度B

水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。

工作物(橋・樋門)

工作物：橋の桁下が低い箇所等



▶重要度A

河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物設置されている箇所。

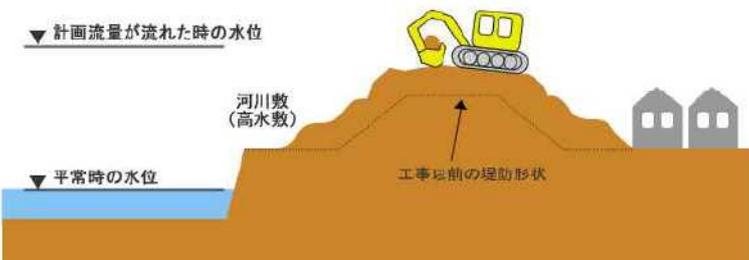
橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。

▶重要度B

橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たさない箇所。

工事施工

工事施工：工事中・あるいは工事を予定している箇所

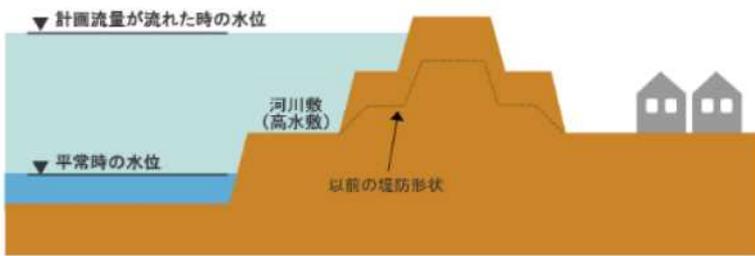


▶要注意

出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。

新堤防

新堤防：堤防を新しく作ってから、3年以内の箇所。

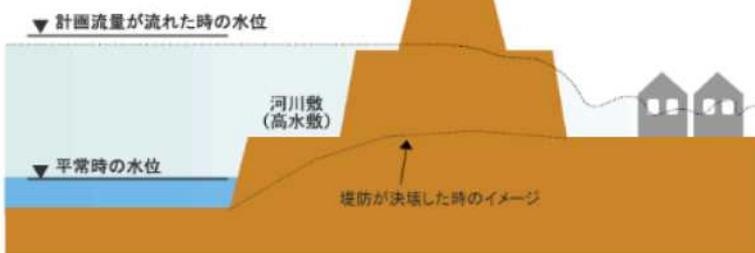


▶要注意

築造後3年以内の箇所。
(上下流側の堤防あるいは基礎地盤とのなじみ及び出水期の経験による堤防機能の確認が必要な箇所)

破堤跡

破堤跡：過去に堤防が決壊した場所。

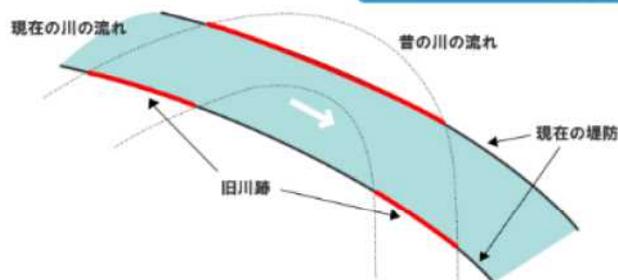


▶要注意

破堤跡の箇所。
(地質的に脆弱である場合が多いと考えられるため注意が必要な箇所)

旧川跡

旧川跡：昔川が流れていたため土地が軟弱になっているため注意が必要な箇所。



▶要注意

旧川跡の箇所。
(地質的に脆弱である場合が多いと考えられるため注意が必要な箇所)

旧川跡



▶要注意

陸閘が設置されている箇所。

■ 尻別川(直轄管理区間) 重要水防箇所(重要度A区間)

赤字・旗揚区間が重要度A区間



洪水時における市町村長への緊急連絡体制（ホットライン）

■ホットライン導入の経緯

◆平成16年の災害:過去最大の10個の台風が日本に上陸し、各地で浸水被害が発生
 <災害の特徴と課題>

- これまでの記録を超える降雨量を各地で観測。
 →自然の外力は施設能力を超える可能性が常にあることを踏まえた備えが必要
- 避難勧告の発令等の遅れ、発令されても避難しない住民が多数。
 →住民や自治体の災害経験が減少し、危機意識も低下している現代社会においても、災害時に的確な認識や行動がなされるような仕組みが必要

◆平成17年4月 「総合的な豪雨災害対策の推進について(提言)」
 (社会資本整備審議会河川分科会豪雨災害対策総合政策委員会)

Ⅲ 具体的施策

- 3 的確な判断・行動を実現するための防災情報の提供の充実
- (1)緊急時の防災情報を送り手情報から受け手情報への転換
- ③市町村等への支援体制の確立

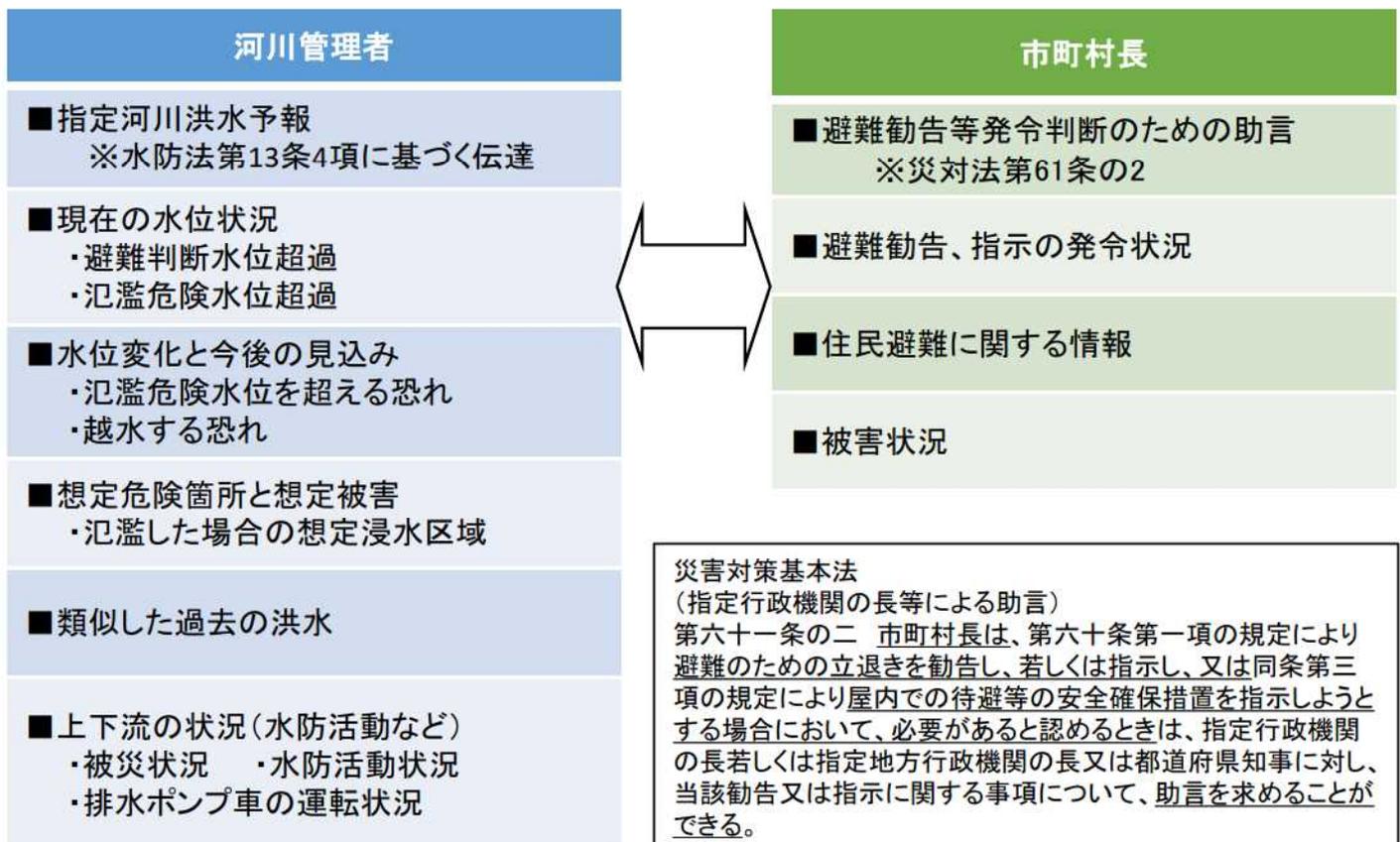
避難勧告等の発令にあたり緊急時に市町村長が行う状況判断に役立つよう、各種情報についての解説、今後の見通し等を河川管理者等から直接市町村長に助言する仕組みを構築する。

◆平成17年4月 国管理河川において「ホットライン」(河川事務所長から市町村長へ、直接河川の状況を伝達)開始(一般化)

◆平成21年4月 出水期前に情報提供しておくこと、出水時のホットラインによって情報提供することを整理(事務連絡「平常時における関係市町村等との防災情報共有について」)

引用: 中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(H29.2)より

■ホットラインにより伝達する項目(例)



■ 尻別川(直轄管理区間)における蘭越町とのホットライン

■ 尻別川流域(直轄管理)における関係市町村ホットライン配備表(順位)

蘭越町	
TEL:0136-57-5111	FAX:0136-57-5112
①総務課長	
【防災携帯】080-XXXX-XXXX	
【個人携帯】090-XXXX-XXXX	
②企画防災対策室長	
【防災携帯】080-XXXX-XXXX	
【個人携帯】090-XXXX-XXXX	
③まちづくり推進係長	
【防災携帯】080-XXXX-XXXX	
【個人携帯】090-XXXX-XXXX	

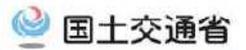
■ 小樽開発建設部ホットライン配備表(順位)

小樽開発建設部	
工務課	倶知安開発事務所 蘭越分行舎
TEL:0134-23-5195 FAX:0134-23-5236	TEL:0136-57-5331 FAX:0136-57-6139
①工務課長 【防災携帯】090-XXXX-XXXX	①副所長 【防災携帯】090-XXXX-XXXX
②工務課長補佐(河川) 【防災携帯】090-XXXX-XXXX	②河川課長 【防災携帯】090-XXXX-XXXX
③上席工務専門官(河川) 【防災携帯】090-XXXX-XXXX	③流域計画官 【防災携帯】090-XXXX-XXXX

※ 蘭越町の窓口が町長の場合は
 ① 所長090-XXXX-XXXX
 ② 副所長
 ③ 河川課長

■ ホットラインの実施事例(平成28年8月 網走開建の例)

6. ホットラインによる情報提供【常呂川】円滑に避難勧告を発令



- 自治体、北海道、国からなる「常呂川減災対策協議会」で検討された減災に関する取組方針に基づき、タイムラインや河川事務所長から自治体首長へのホットラインを実践しました。
- 台風第7号から断続的に降雨が続いており、今後の降雨により急激な水位上昇が予想されたことから、ホットラインにより北見河川事務所と密に連携を図りつつ、北見市が対象地域へ通常より前倒して避難勧告を発令。
北見市が消防とも連携の上、住民への避難の呼びかけを実施しました。

被災状況

8月20日からの台風に伴い、常呂川では下流の北見市常呂自治区(福山・日吉地区)にて4箇所の越水が発生するなどにより、約215haの浸水被害が発生。



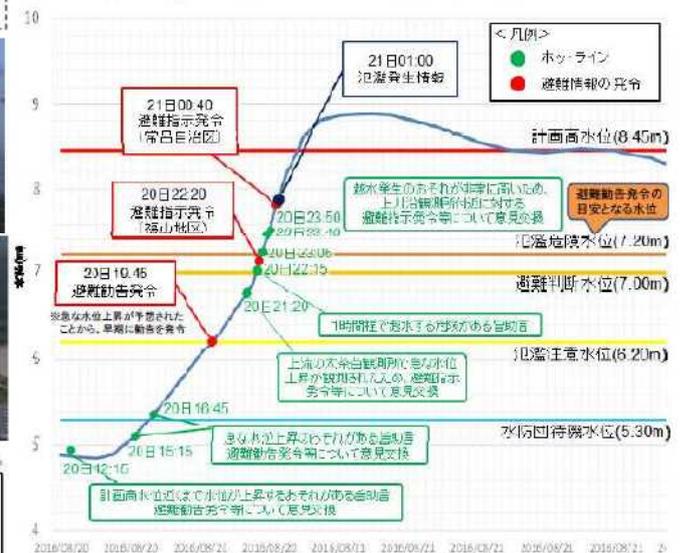
※これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

<避難状況>

避難勧告	20日19:45	越水による浸水地区(福山・日吉)を含む常呂自治区(1,302世帯、2,893人)
避難指示	20日22:20	福山地区(17世帯56人)に発令
	21日00:40	福山地区・日吉地区を含む常呂自治区(1,302世帯、2,893人)に発令
氾濫発生情報の発表	21日01:00	避難所へは最大484人が避難

北見河川事務所から北見市へのホットライン

上川沿観測所における水位とホットライン・避難情報発令のタイミング



水防資材の保有状況及び災害対策用機械の出動要請について

■水防資材の備蓄状況

本協議会の国、北海道、各自治体における備蓄状況を共有します。

水防資材調書

令和2年6月現在

機関名	地区名	保管場所	水防資材													備考				
			根固めブロック (個)	麻袋 (袋)	縄 (丸)	シート (枚)	ロープ (200m/巻)	鉄線 (kg)	丸太 (本)	木杭 (本)	スコップ (丁)	ツルハシ (丁)	掛矢 (丁)	クリッパー (丁)	投光器 (器)		合成繊維製 シート(ロール)	鋼杭(本)		
小樽 開発建設部	蘭越 名駒 大曲	水防拠点 大曲、名駒 水防資材庫	2~3t級混 602個	11,000		1,157	14 (3)	105	90			66	4	8	2	2	1	麻袋用ピン 1.0m~1.7m	478	PP袋 11,000
小樽 建設管理部	蘭越	蘭越出張所				15						6	2	11				φ25mm L1.2m/本	15	
蘭越町	蘭越	蘭越倉庫		1,400		27						18	4	8	3			φ16mm L1.3m/本	184	
"	名駒 三和	名駒倉庫		500								25	5							" 500
"	御成 港	港倉庫		500								20	5							" 500
"	昆布	昆布倉庫		500								22	3							" 500
"	目名 田下	目名倉庫		400								15	5							" 400

水防資材調書

令和2年6月現在

機関名	地区名	保管場所	水防資材													備考					
			根固めブロック (個)	麻袋 (袋)	縄 (丸)	シート (枚)	ロープ (200m/巻)	鉄線 (kg)	丸太 (本)	木杭 (本)	スコップ (丁)	ツルハシ (丁)	掛矢 (丁)	クリッパー (丁)	投光器 (器)		合成繊維製 シート(ロール)	鋼杭(本)			
二セコ町		庁舎倉庫														5					
真狩村		防災倉庫 及び 役場車庫		200								15		2		4					
留寿都村	留寿都	災害備品格納庫				10	20					37	5			7					
喜茂別町	緑町	防災備蓄庫		1,200		25					12	20	10			33					
京極町		消防				10							40		5	2					120
"		備蓄倉庫				10															
倶知安町	町内	旧東陵中学校				9							37	6	2						PP袋 660

■建設機械の配備状況

本協議会の国、北海道、各自治体ほかにおける配備状況を共有します。

建設機械調書

令和2年6月現在

機関名	連絡先	作業員数	建設機械等の機種									備考					
			パトロールカー	連絡車	ブルドーザー	油圧ショベル	トラクターショベル	トラック	ダンプトラック	トレーラー	ショベルドーザ		モーターグレーダー				
小樽開発建設部 倶知安開発事務所 蘭越分庁舎	0136 57-5331			無線車~ 1	無線車~ 2												
蘭越町	0136 57-5111					15t 1	1	2	1	3			3.7m	1			
石田産業(株)	0136 57-5126	3	1	1			0.7m ² 1 0.2m ² 1	1.2m ² 1	4t 1	1t 2		1					PPT土のう 200 シート10
佐藤建設(株)	0136 57-5119	10	3	6			0.45m ² 1	2.3m ² 1 0.5m ² 1	7t 1	4t 1							大型麻袋10、麻袋200 杭100、シート10 オイルフェンス20m×2
(株)菅原組	0136 58-2207	6		4			0.45m ² 3 0.2m ² 1	2.0m ² 1 1.3m ² 2	4t 1	4t 1							
(株)増田建設	0136 57-5658	7		2			0.2m ² 1	1.0m ² 1	1t 1 2t 1 4t 1	4t 2							麻袋30 シート30
(株)福島建設	0136 57-6455	7	3	無線車~ 4			0.40m ² 1 0.45m ² 1	1.2m ² 2	2t 1 4t 1	2t 1							オイルフェンス20m×2 大型麻袋10、 杭5、シート50 PPT土のう 200
(株)日野	0136 57-5065	6		2	2t 1		0.45m ² 2 0.2m ² 2	1.3m ² 1 0.9m ² 1	1t 1	4t 2							

建設機械調書

令和2年6月現在

機関名	連絡先	作業員数	建設機械等の機種									備考						
			パトロールカー	連絡車	ブルドーザー	油圧ショベル	トラクターショベル	トラック	ダンプトラック	トレーラー	ショベルドーザ		モーターグレーダー					
ニセコ町	0136 44-2121																	なし
真狩村	0136 45-2121	2		1					1	1			3					
留寿都村	0136 46-3131	2	1		1				1	1			2					オイルフェンス5m×2 オイル吸着材BL-50 1箱 40m
喜茂別町	0136 33-2211	4			1				軽トラ	2			2					
京極町	0136 42-2111	5	1	1					2				2					1
倶知安町	0136 56-8000		1	1					1	1	1							

●地方自治体等への貸与連絡伝達



- ・最寄りの開発建設部又は道路・河川事務所へ、「被災状況」「出動場所」「要請希望機械」等をお伝え下さい。
- ・機械のみの貸出を希望か、オペレーターを含めての貸出を希望かも同時にお伝え下さい。
- ・災害対策用機械は無償貸与ですが、作業に必要な人員・燃料等は要請者の負担となります。

要請があれば、流域外でも、出動可能です。
待機台数以上の要請があった場合、管外から出動する場合があります。

ただし、機器の待機状況により出動できない場合があります。